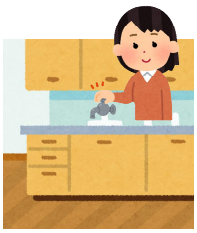
※令和９年度以降終了予定※



水道の配水管を新たに布設する場合

千曲市水道配水管整備事業補助金

があります



地域住民の良質かつ安定した飲料水を確保するために、千曲市内で市営水道又は県営水道の給水装置（宅内配管）新設を申込みをした方が、当該申し込みに伴って新設される配水管（水道本管）の経費を負担する場合に、その一部を補助する制度があります。

【補助の概要】

○ 補助の対象となる方

市営水道又は県営水道の加入を申込し、これに伴い新設される配水管の布設費用を負担をする者（2 戸以上での申込が必要）

○ 補助対象経費

新設される配水管の布設費用（負担分のみ）

○ 補助率

1/2 以内（戸当たり 50 万円を限度）

○ 補助対象要件

・配水管布設により土地利用上良好な開発が期待されること

（2 戸以上の申込が必要です）

・内径 50 ミリ以上の配水管の布設であること

・布設後の配水管は千曲市又は県企業局が維持管理すること

・原則として給水可能な全者が申込みをすること

※宅地開発などの分譲地造成に伴う配管は対象となりません

※※補助制度が終了します※※

本補助事業は、配水管の整備による上水道の普及推進を目的として始まりましたが、市営水道および県営水道が概ね普及したこと、また社会情勢の変化を踏まえて必要性を検討した結果、令和8年度末をもって終了する予定です。

令和9年3月31日までに交付決定を行った申請分までが補助金の交付対象となります。

（ただし、予算の範囲内となります。）

詳しくは下記問い合わせまでお問い合わせください。



＜お問い合わせ先＞
千曲市役所　建設部　上下水道課　上水道係
TEL:026-273-1111（内線 3221, 3222）

